

介護保険の保険料・利用料の過重負担を招かない対策を求める意見書

高齢化社会にともない介護保険の公的重要性は増えています。しかしながら、平成12年の介護保険発足時から保険料は全国平均でも2倍以上となり、給付費の総額も3倍となりました。令和3年8月から特別養護老人ホームなどの食費・部屋代が、その人の年金額や預貯金等の額（預貯金・株などの有価証券・投資信託・金銀・現金）などによって、月2万2千円から6万8千円もの負担増となっています。

すでに、保険料滞納者の増加や利用控えも進んでいます。このままでは介護保険法の示す「運営が健全かつ円滑に行われるよう保健医療サービス及び福祉サービスを提供する体制」（第5条）が崩れかねません。全国市長会でも「都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること」、「低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しをおこなうこと」（令和3年6月全国市長会重点提言）としています。

よって、国会及び政府におかれましては、次の事項を確実に実現されるよう強く要望します。

- 1 被保険者の保険料と利用料を過重負担としないために、国費負担割合を引き上げること。
- 2 低所得者に対し保険料・利用料の抜本的な軽減策を講じ、必要に応じて減額免除・徴収猶予制度の周知徹底を

図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和3年9月22日

尾道市議会

関係行政庁及び国会あて